

学校法人会計基準の在り方に関する検討会について

令和5年5月18日

令和6年2月1日一部改正

令和6年3月21日一部改正

高等教育局長決定

1. 趣旨

現行の学校法人会計基準は、国又は都道府県から経常的経費について補助を受ける学校法人が会計処理を行い、財務計算に関する書類を作成するに当たっての基準として、文部科学大臣が定めたものである。

今般の私立学校法の改正により、学校法人会計基準の根拠が、私立学校振興助成法から私立学校法に移ることを受け、その改正の在り方について、有識者の協力を得て検討を行う。

2. 主な検討事項

- (1) 私立学校法に基づく財務報告の目的及び財務情報の利用者について
- (2) 計算書類の体系及び内容について
- (3) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の有識者の協力を得て、上記2に掲げる事項について検討を行う。
- (2) 必要に応じて委員の追加を行い、また、委員以外の有識者を本検討会に参画させることができる。
- (3) 高等教育局長は、必要に応じて学校法人会計基準の在り方に関する検討会以外に、本検討会委員その他必要と認める者による会議を開くことができる。

4. 実施時期

この検討会の時期は令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。
必要に応じ、実施期間を延長するものとする。

5. その他

この検討会に関する庶務は、高等教育局私学部参事官付において行う。

学校法人会計基準の在り方に関する検討会
委員

- 稲垣 正人 日本公認会計士協会常務理事
内野 光裕 学校法人内野学園理事長
奥村 陽一 学校法人立命館常務理事
黒川 行治 慶應義塾大学名誉教授・産業経理協会会長
嵯峨 実允 学校法人藤華学院理事長
佐野 慶子 公認会計士
志賀 啓一 学校法人志學館学園理事長・学長
徳田 守 学校法人金沢工業大学常任理事・法人本部財務部長
南部 浩士 学校法人田園調布雙葉学園理事長
西岡 佳津子 (株) 日立製作所人財統括本部研開人事総務本部長
前鼻 英蔵 学校法人西野学園理事長
持丸 宏治 (株) 三井住友銀行法人戦略部上席部長代理

(五十音順、敬称略)

<オブザーバー>

- 小林 一之 日本私立学校振興・共済事業団私学経営情報センター長
藤井 徹 愛知県県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長

(五十音順、敬称略)